

公示番号：170636

国名：東ティモール

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第一チーム

案件名：インフラプロジェクト審査・評価アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：インフラプロジェクト審査・評価アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2018年12月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.25M/M、現地 10.00M/M、合計 11.25M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 国内準備期間：5日
- ・ 現地業務期間：300日（現地派遣回数：4回）
- ・ 国内作業期間：15日（各現地業務期間後）
- ・ 国内整理期間：5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月26日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③語学力 16 点
 - ④その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	設計・積算分野における Feasibility Study (以下、F/S) の実施及び審査に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール国は 2002 年の独立以降、復興を中心に国家の開発を行ってきたが、2011 年 7 月に発表された中期国家開発計画 (Strategic Development Plan、以下「SDP」) において、「復興から開発へ」をスローガンにした国作りを表明しており、ドナーの支援も復興支援から開発へと移行している。この方針に基づき、首都のディリでは政府庁舎・商業施設の建設、道路の改修、下水道の改修等が急速に進んでいる他、地方においても政府及びドナーが実施する多数のインフラ事業が計画、実施されている。

かかる東ティモールの方針を後押しするため、JICA は「国家開発庁組織能力強化技術支援 (2012-2013)」を実施し、開発計画の策定及びプロジェクト評価を行う国家開発庁 (National Development Agency、以下「ADN」) の業務フローを定めるとともに、業務改善のためのチェックリスト等からなるマニュアルを策定した。また、ディリ首都圏の開発計画の策定を行う「ディリ都市計画策定プロジェクト (2014-2015)」が実施され、今後は同計画に基づく開発の促進が見込まれている。

加えて、2016 年度に短期専門家として 2 名のインフラ事業評価アドバイザー (設計・積算) (経済・財務) を、計画・戦略投資省 (以下、「MPSI」) 傘下でインフラ・ファンドにより実施される案件の審査を実施する Major Project Secretariat (以下、「MPS」) に派遣し、特に前者のアドバイザー (設計・積算) により各種インフラ事業に係る F/S ガイドライン (F/S の実施及び審査に係るガイドライン、以下、「当ガイドライン」) の作成支援が行われた。今後主要インフラ事業は当ガイドラインに基づき各省庁にて F/S を実施の上、MPS が各省庁より提出された F/S を含めたインフラ事業プロポーザルの審査を行う予定であるが、各省庁の F/S の実施能力、及び MPS の F/S を含めたインフラ事業プロポーザルの審査能力は依然十分とは言えない状況であり、更なる技術移転が期待されている。また、当ガイドラインを今後実用する際にはセクター毎の専門分野項目を確認し、適宜加筆・修正していく必要がある。

かかる背景の下、今後、各種のインフラ開発が見込まれる東ティモール国において、より実践的な事業の評価手法を確立するため、東ティモール政府より日本政府に対しインフラプロジェクト審査・評価アドバイザーが要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト個別案件（専門家）の仕組み及び手続きを十分に把握の上、MPSI傘下のMPSを主要なカウンターパート（以下、「C/P」）として業務を実施する。また、本業務従事者は、東ティモール国において今後多くの案件形成が想定される道路・水分野を中心としたインフラ事業（業務の所掌は公共事業省）を対象として、①F/Sの実施に係る関係省庁及びMPSへのOJT及び座学研修形式の技術移転とガイドラインの整備、②関係省庁よりMPSに提出されるインフラ事業プロポーザル（F/Sを含む）の審査に係るMPS職員へのOJT及び座学研修形式の技術移転とガイドラインの整備を実施することにより、東ティモール国におけるインフラ事業プロポーザル審査を通じた適切な事業選定に係る能力強化を行うことが期待される。尚、技術移転の対象範囲及び人数については、派遣後のC/P及び関係機関との協議の上決定するものとする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（１）国内準備期間（2017年10月上旬）

- ① 要請背景・内容の把握、関連既存資料及び情報の分析を行う（要請書、関連報告書、他ドナーの援助動向等の資料、本邦におけるインフラ事業評価関連資料等）。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「インフラ事業評価アドバイザー（設計・積算）」及び「インフラ事業評価アドバイザー（経済・財務）」）の概要を把握・分析する。
- ② 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部による確認の後提出する。併せて、東ティモール事務所にもデータを送付する。

（２）現地業務期間（計４回の派遣を想定）

- ① 各現地業務開始時に、ワークプランを JICA 東ティモール事務所及び C/P に説明し、合意を得る。
- ② 2016年度の「インフラ事業評価アドバイザー」の派遣後の MPS 及び関係省庁（公共事業省を想定）の F/S の実施及びインフラ事業プロポーザル審査に係る実施体制、業務内容、能力、関連法制度、課題に関する情報の収集及び分析を行う。
- ③ 道路・水分野における F/S の実施に際し、技術移転の対象とするプロジェクトを C/P を中心とした関係機関と共に選定する。
- ④ 上記②において取り纏められた課題を踏まえつつ、C/P を中心とした関係機関と共に、既存の F/S の実施に係るガイドラインを用いながら、道路・水分野における F/S の実施手法を検討する。
- ⑤ 上記④の結果を踏まえつつ、C/P を中心とした関係機関と共に、既存の F/S の実施に係るガイドラインに加筆・修正が必要な項目を取り纏め、道路・水分野における F/S の実施に係るガイドラインの内容を検討し、既存の F/S の実施に係るガイドラインの修正案（第一案）を取り纏める。
- ⑥ 上記⑤で取り纏めた F/S の実施に係るガイドラインの修正案（第一案）を関係機関と共有し、理解を促すとともに、更なる加筆・修正に係るコメントを取り付ける。
- ⑦ 上記⑥のコメントを踏まえ、C/P を中心とした関係機関と共に、F/S の実施に係るガイドラインの修正案（第二案）を取り纏める。

- ⑧ 上記⑦で取り纏めた F/S の実施に係るガイドラインの修正案（第二案）を踏まえ、MPS 職員及び関係省庁職員に対し、上記③で選定したプロジェクトを題材として、OJT 及び座学研修形式により、F/S の実施に係る技術移転を行う。
- ⑨ 上記⑧の技術移転の結果を踏まえ、F/S の実施に係るガイドラインを改善し、最終案を策定する。
- ⑩ MPS 職員と共に、既存の F/S の審査に係るガイドラインを用いながら、インフラ事業プロポーザル審査手法を検討する。
- ⑪ 上記⑩の結果を踏まえつつ、MPS 職員と共に、既存の F/S の審査に係るガイドラインに加筆・修正が必要な項目を取り纏め、F/S の審査に係るガイドラインの内容を検討し、既存の F/S の審査に係るガイドラインの修正案（第一案）を取り纏める。
- ⑫ 上記⑪で取り纏めた F/S の審査に係るガイドラインの修正案（第一案）を関係機関と共有し、理解を促すとともに、更なる加筆・修正に係るコメントを取り付ける。
- ⑬ 上記⑫のコメントを踏まえ、MPS 職員と共に、F/S の審査に係るガイドラインの修正案（第二案）を取り纏める。
- ⑭ 上記⑬で取り纏めた F/S の審査に係るガイドラインの修正案（第二案）を踏まえ、MPS 職員に対し、上記⑧で実施した F/S を題材として、OJT 及び座学研修形式により、インフラ事業プロポーザル審査に係る技術移転を行う。
- ⑮ 上記⑭の技術移転の結果を踏まえ、F/S の審査に係るガイドラインを改善し、最終案を策定する。
- ⑯ 上記⑭の技術移転による F/S の審査結果を踏まえ、インフラ事業プロポーザルの審査レポートを C/P と共にまとめる。
- ⑰ 上記⑨で最終化した F/S の実施に係るガイドライン及び上記⑮で最終化した F/S の審査に係るガイドラインを関係機関と共有し、理解を促す。尚、上記に当たっては関係する他ドナーにもガイドラインを共有し、今後広く使用されるよう周知することが望ましい。
- ⑱ 全体を通じた技術移転の達成状況及び能力開発状況を評価する。
- ⑲ 各現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P 及び東ティモール事務所に提出・報告する。

（3）各国内作業期間（各現地派遣後）

- ① 各現地業務結果報告書に基づき、JICA 社会基盤・平和構築部へ現地業務結果を報告する。
- ② 各現地業務結果を踏まえ、必要に応じワークプランを修正し、JICA 社会基盤・平和構築部へ提出する。

（4）国内整理期間（2018 年 12 月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、第 4 次現地業務結果報告書（和文・英文）と共に業務結果を JICA 社会基盤・平和構築部へ報告し、合意を得る。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約におけ

る成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書（和文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部）

(2) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 5 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）

(3) 現地業務結果報告書

各派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 5 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）

和文 2 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部）

第 4 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ 東ティモールにおけるインフラ事業プロポーザル審査に関する提言

(4) 専門家業務完了報告書

第 4 次派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

和文 2 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部）

また、以下記載項目を盛り込むこと。

- ・ 東ティモールにおけるインフラ事業プロポーザル審査に関する提言

(5) F/S の実施に係るガイドライン

第 4 次派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

英文 5 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）

(6) F/S の審査に係るガイドライン

第 4 次派遣終了時。提出部数は以下のとおり。

英文 5 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）

尚、現地派遣期間中／国内作業期間中は業務従事月報（和文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部及び東ティモール事務所に提出する。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田⇒シンガポール⇒ディリ⇒シンガポール⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、12月中旬から1月中旬にかけ、C/P 機関を含む東ティモール政府公官庁職員の多くが休暇に入る点に留意してください。上記を考慮し、詳細な日程については JICA 社会基盤・平和構築部と相談の上決定することとなります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて東ティモール事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

あり（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム（TEL:03-5226-8135）にて配布します。

尚、前述したとおり、本専門家の業務にて改善を行う対象となる F/S ガイドラインは以下のインフラプロジェクト評価アドバイザー（設計及び積算）によるものとなります。

- ・ インフラプロジェクト評価技術支援（設計及び積算）専門家業務完了報告書（和文）
- ・ Feasibility Study Guideline for Design & Cost Estimate（英文）（上記専門家の成果品）
- ・ インフラプロジェクト評価アドバイザー業務（経済及び財務）専門家業務完了報告書（和文）
- ・ Guideline for Economic & Financial Analysis for Infrastructure Project Feasibility Study and Project Appraisal & Evaluation（英文）（上記専門家の

成果品)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上